

被扶養者とは

組合員と一定の身分関係にあり、主として組合員の収入により生計を維持している者で、共済組合が認定した者は、被扶養者として各種の給付を受けることができます。

被扶養者としての認定要件は次のとおりですが、地方公共団体の給与条例上の扶養親族の要件とは一部異なります。

被扶養者の認定要件

被扶養者は、組合員と一定の身分関係にあり、主として組合員の収入により生計を維持している者でなければなりません。

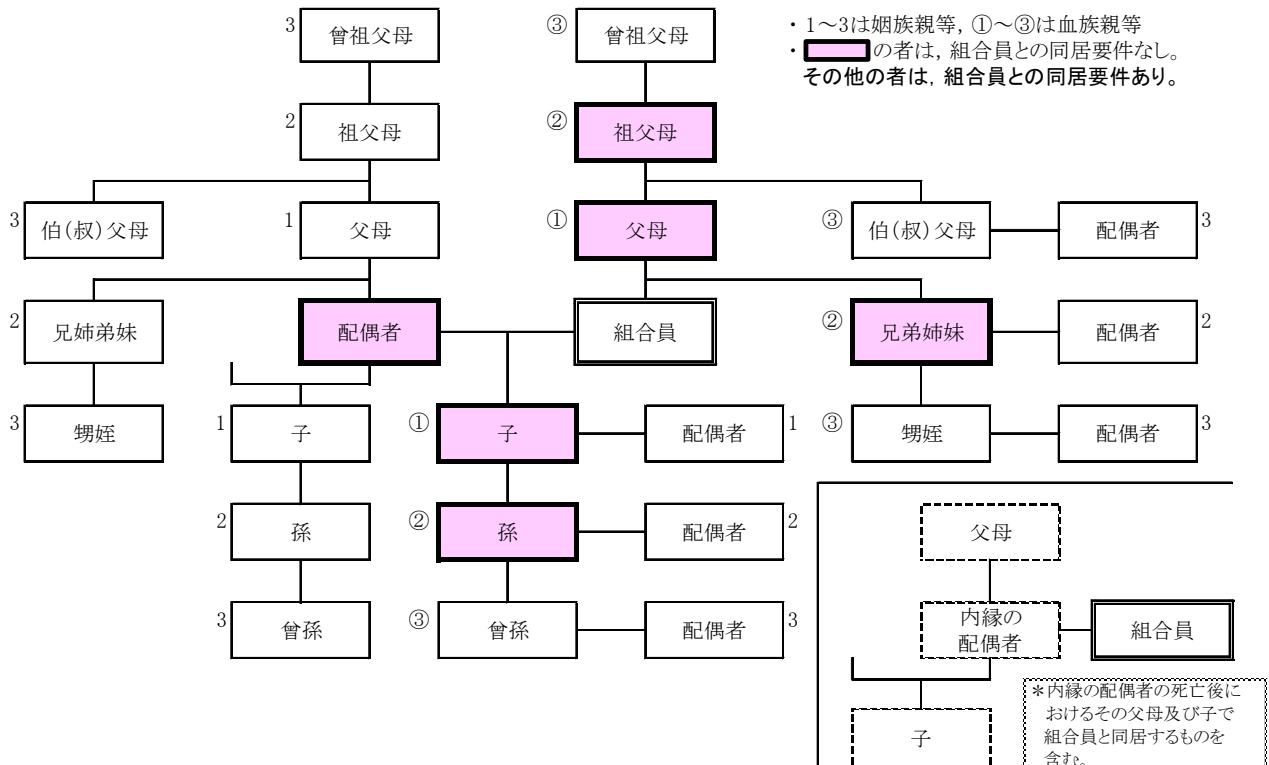
1 身分関係

被扶養者は、次に掲げるように組合員と一定の身分関係にあることを要します。

- (1) 組合員の配偶者（内縁関係にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 （注）内縁関係とは、婚姻の届出をしていないが、社会通念上夫婦としての共同生活をしているものとして認められる事実関係をいいます。
 - (2) 組合員と同一世帯に属する次に掲げる者
 - ア (1)に掲げる者以外の三親等内の親族（組合員の伯父母、叔父母、甥、姪、配偶者の父母、配偶者の子等）
 - イ 組合員と内縁関係にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。）
- （注）「組合員と同一世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいいます。ただし、同居をする意思がありながら組合員の勤務の都合上、一時的（将来同居の見込みがある場合をいう。）に別居を余儀なくされるような場合には、同居を要しません。

身分関係の範囲等を図示すると、次の図のようになります。

図：身分関係の範囲



2 生計維持関係

主として組合員の収入により生計を維持している者とは、生計の基盤を組合員に置き、組合員からその生活の資の主要なる部分を得ている者をいいますが、次に掲げる者はこれに該当しません。

【組合員の被扶養者として認められない者】

1 他の公的医療保険制度に加入している者

(注) 下記4の認定限度額未満であっても認められません。

2 その者について、当該組合員以外の者が、給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国、その他から受けている者

3 その者について、組合員が他の者と共同して扶養している場合において、社会通念上、組合員が主たる扶養者でない者

4 年額130万円(障害を支給事由とする公的年金等受給者及び60歳以上の公的年金等受給者にあつては180万円。以下「認定限度額」という。)以上の恒常的な収入がある者

(注) 1 被扶養者の収入は、恒常的にその被扶養者の生活を支えるものです。

学費を支えるものである奨学金は、基本的に収入には該当しませんが、その目的に生活補助を含むものは、収入に該当します。

2 公的年金等受給者の認定限度額は180万円ですが、収入には年金収入以外の恒常的な収入も含まれます。

また、農業者年金、企業年金、生命保険契約等に基づく個人年金及び貯蓄型の個人年金も年金収入に該当します。

3 事業所得者、不動産所得者、農業所得者等は、年間の総収入額から共済組合が認める必要経費を控除した額を収入とみなします。

なお、共済組合が認める必要経費は、所得税法上の取扱いとは異なります。

4 株等の譲渡収入は、譲渡価額から取得価額を差し引いた額を収入とみなします。

また、繰越損失については考慮することなく、あくまで当年の譲渡収入です。

5 雇用保険の基本手当を日額3,612円以上受給している期間(給付対象期間)は、被扶養者として認められません。

5 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で後期高齢者広域連合から一定の障害状態にある旨の認定を受けた者)

被扶養者として認められるには、1身分関係と2生計維持関係の両者の要件を満たしていなければなりません。

身分関係は満たしていても、例えば実の親子であっても、生計維持関係がない(子に対して組合員である親が送金等をしていないなど)場合は、当該子は被扶養者としては認められません。

逆に生計維持関係はあっても、身分関係から外れている場合(里親・里子の関係など)も認定はできません。

被扶養者の認定を受けるとき

被扶養者としての認定を受けるときは、「被扶養者認定申告書」等を所属所長を経由して、共済組合へ提出してください。

被扶養者認定申告書を所属所長へ提出した日が、被扶養者の要件を備える事実が生じた日から30日以内であれば、その事実が生じた日から認定されますが、30日を過ぎて提出したときは、所属所長が受け付けた日から被扶養者として認定され、その間に生じた病気等についての給付は行われませんので、速やかに手続をしてください。

なお、被扶養者の認定には普通認定（給与条例上の扶養親族として認定されている者又は申請中の者）と特別認定（給与条例上の扶養親族として認定されていない者）があります。

被扶養者の普通認定（給与条例上の扶養親族として認定されている者又は申請中の者）

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者認定申告書〔整理番号10〕 個人番号申告書〔整理番号7〕 （注）個人番号申告書〔整理番号7〕については、様式別紙の「個人番号（マイナンバー）申告時の注意事項」により、適切に取り扱ってください。 20歳以上60歳未満の配偶者の認定のときは、国民年金第3号被保険者の届出関係書類（16ページ「1被扶養者認定時の届出」に掲げる書類） 被扶養者の要件を備えた事由及び事実発生年月日が確認できる書類 （認定の理由により提出する書類が異なりますので、下記一覧表を参考にしてください。）
------	---

表：被扶養者の要件を備えた事由及び事実発生年月日が確認できる書類一覧

被扶養者の要件を備えた事由	主な提出書類	
出生による子のとき	不要	
結婚による配偶者のとき	婚姻届受理証明書又は戸籍抄本	
退職によるとき	退職辞令等の写し又は健康保険等資格喪失証明書	
雇用保険の失業給付等の受給終了によるとき	雇用保険受給資格者証の写し （支給終了まで記載されたもの1～4面）	
扶養者の変更によるとき	<ul style="list-style-type: none"> 扶養順位協議決定書〔整理番号16〕 健康保険等資格喪失証明書 	
所得減少によるとき	給与所得者 （パート・アルバイト等勤務）	雇用及び給与支給（見込）証明書〔整理番号13〕 又は雇用形態及び月毎の収入状況がわかる書類
	事業所得者、不動産所得者、農業所得者等	確定申告書及び収支内訳書（青色申告決算書）の写し
組合員の公立学校共済組合他支部又は他の共済組合からの転入に伴い、被扶養者の認定を引き続き受けようとするとき	公立学校共済組合他支部からの転入の場合	他支部で交付されていた被扶養者証
	他の共済組合からの転入の場合	他の共済組合で交付されていた被扶養者証の写し又は被扶養者資格喪失証明

（注）1 写しを提出する場合は、所属所長の原本証明をしてください。

2 給与条例上の扶養親族として認定されている場合（申請中の場合を含む。）は、被扶養者認定申告書〔整理番号10〕に給与事務担当者証明印を押印してください。

なお、申請中の場合、扶養親族として認定されなかったときは、被扶養者の資格は認定時まで遡って取消しとなります。

3 上記提出書類の他に、必要な書類の提出を求める場合があります。

被扶養者の特別認定（給与条例上の扶養親族として認定されていない者）

給与条例上の扶養親族として認定はされていないが、特別の事情（学生・生徒、障害や病気療養により就労不能、自活不能など）で、11～12ページの被扶養者の認定要件を備える者は、組合員の申告により被扶養者として認定されます。

（H29.3改定）

- (注) 1 認定を受けようとする者の所得には、公的年金、恩給・扶助料、遺族年金、障害年金、個人年金、生命保険、組合員を除く家族等からの送金など、恒常的な収入は全て含まれます。
- 2 別居している父母等を被扶養者として認定する場合は、認定対象者の収入額(ここでの「収入額」とは、認定対象者自身の収入並びに組合員及び当該組合員以外の者の送金等による収入の合計額をいう。)に占める組合員の送金額の割合が、3分の1以上であることが必要です。
- なお、組合員以外の者と共同して認定対象者を扶養している場合は、組合員の送金額が当該組合員以外の者の負担額のいずれをも上回っていることが必要です。
- ※ (認定対象者の収入額) + (組合員の送金額) + (他の扶養者の送金額) × 1/3 ≤ (組合員の送金額)

【例】 認定対象者の収入額 年額1,100,000円 (実父63歳 厚生年金のみ) …… (A)
 組合員の送金額 年額 720,000円 (月額60,000円×12ヶ月) …… (B)
 組合員の弟の送金額 年額 240,000円 (月額20,000円×12ヶ月) …… (C)
 { (A) + (B) + (C) } × 1/3 = (1,100,000円 + 720,000円 + 240,000円) × 1/3 = 686,667円 …… (D)
 (D) 686,667円 ≤ (B) 720,000円であり、認定できる。

被扶養者の特別認定の手続に必要な書類

続柄			22歳以上の子・弟妹					父母・義父母・兄弟 その他三親等内の者				他引 支 部 続 又 は 他 扶 の 養 共 者 と し て 組 合 員 以 外 の 者 の 負 担 額 の い ず れ を も 上 回 っ て い る こ と が 必 要 で す。	
			① 学 生 生 徒	② 学 生 生 徒 (一三〇万円未満の収入がある者)	③ 無 職 無 収 入 の 者	④ 年 収 一 等 に よ り 三 〇 万 円 未 満 の 者 (ア イ マ ー ・ 臨 時 的 雇 用 者)	⑤ 障 害 者 及 び 長 期 療 養 者 (就 労 困 難 な 場 合)	⑥ 無 職 無 収 入 の 者	⑦ 年 収 一 等 に よ り 三 〇 万 円 未 満 の 者 (自 営 業 者 等 の 受 給 者 及 び 受 給 者 の 受 給 額 が 一 等 に よ り 三 〇 万 円 未 満 の 者)	⑧ 障 害 者 及 び 長 期 療 養 者 (就 労 困 難 な 場 合)	⑨ 公 的 年 金 受 給 者 (年 収 一 等 に よ り 三 〇 万 円 未 満 の 者)		
資格要件													
番号	提出書類	様式 の 整 理 番 号											
1	被扶養者認定申告書	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	扶養事実申立書(特別認定分)	11			○	○	○	○	○	○	○	○	
3	〃(各種学校生徒分)	12	○	○									
4	戸籍抄本又は戸籍謄本		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	世帯全員の住民票		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	所得額証明書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	無職無収入申立書	17-2	○		○		△	○		△			
8	雇用及び給与支給(見込)証明書	13		○		○			○		△		
9	年金等の改定額通知書、送金案内又は証書等の写し						△		△	△	○		
10	確定申告書の写し又は市区町村長の課税所得証明書			△		△	△		△	△	△		
11	雇用保険受給資格者証(第1・2・3・4面)の写し		△	△	△	△	△	△	△	△	△		
12	在学(在籍)証明書		○	○									
13	他支部の組合員証、又は他共済の組合員証の写し												○
14	扶養順位協議決定書	16	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
15	他の者が扶養していない証明書	17	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
16	送金事実申立書	15	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
17	夫婦双方の所得額証明書、給与所得者の給与支払証明書、確定申告書の写し及び年金等の額を確認する書類		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
18	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
19	医師の診断書又は障害者手帳の写し						○				○		
20	退職証明書又は退職辞令の写し		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
21	個人番号申告書	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- (注) 1 写しを提出する場合は、所属所長の原本証明をしてください。
- 2 ○印は必要書類です。△印は該当するときの必要書類です。
- 3 上記提出書類の他に、必要な書類の提出を求めることがあります。

番号	備 考 (提出書類の説明)
1	・認定を受けるための申告書
2	・認定を受けようとする者を扶養している状況を明らかにする書類（学生でないとき）
3	・認定を受けようとする者を扶養している状況を明らかにする書類（各種学校等に在学しているとき）
4	・22歳以上の子の場合（戸籍抄本） ・22歳以上の子以外の者の場合（戸籍謄本） [除籍者も記載されている謄本]
5	・組合員との居住関係を明らかにする書類（認定を受けようとする者を含めた世帯全員が記載されているもの） （別居のときは、組合員及び認定を受けようとする者両方の世帯全員が記載されているもの）
6	・就労による給与等の収入，若しくは無収入を明らかにする書類（認定を受けようとする者）
7	・無職無収入を明らかにする書類（認定を受けようとする者）
8	・就労による給与等の収入がある者の書類（認定を受けようとする者）
9	・公的年金（恩給を含む。）等を受給しているとき （現在受給している全ての年金額が確認できる書類の写し）
10	・事業所得又は農業所得等のある自営業者のとき
11	・雇用保険法による失業給付を受けることができる者のとき ◎雇用保険の基本手当の日額が認定基準日額3,612円（130万円÷360日）を上回った場合は，基本手当の給付日数にかかわらず，受給中は被扶養者として認定できない。 ◎雇用保険法による失業給付の待機期間及び給付制限期間は失業給付の支給を受けていないので，認定できる。
12	・各種学校等に在学しているとき
13	・他支部，他共済から転入してきた組合員で，引き続き被扶養者として認定を受けようとするとき （他の支部からの転入者は，交付されていた組合員証，他の地方，国家公務員等共済組合からの転入者は，交付されていた組合員証の写し）
14	・認定を受けようとする者に他に扶養義務者がいるとき ・扶養者の変更により扶養親族となるとき
15	・認定を受けようとする者に他に扶養義務者がいるとき
16	・組合員と別居していて，組合員から送金を受けている者のとき
17	・夫婦が共同して扶養しているとき（共働き等のとき）
18	・所得税法に規定する配偶者控除又は扶養控除の対象者の書類
19	・障害者又は長期療養者のとき（就労困難なとき）
20	・退職により扶養親族となるとき
21	・マイナンバー制度の導入に伴う認定を受けようとする者の個人番号（マイナンバー）の申告

（注）番号は，前頁に対応しています。